

2022年4月1日

全国情報サービス産業企業年金基金

運用方針細則（第1年金）

1. 資産配分

(1) 投資対象資産及び基本資産配分比率

投資対象とする資産及び資産配分比率（時価ベース）は、以下のように定める。

また、基本資産配分における期待収益率及びリスクの想定は、別表1による。

管理区分	投資対象資産	基本配分比率	基本配分からの乖離の上下限	為替ヘッジ比率 (基準値)
収益追求 資産	国内株式	1%	±5%	0% (円建資産を除く)
	外国株式	9%(※1)		
安定資産	一般勘定	12%(※2)	±5%	—
	外国債券	34%	±5%	74%
	現金等	5%	±5%	—
オルタナ ティブ	分散資産	18%	±5%(※3)	100% (円建資産を除く)
	高インカム資産	13%		
	実物資産	8%		
合計		100%	—	—

※1：外国株式はプライベート・エクイティ5%を含む。

※2：一般勘定は予定利率0.25%の商品2%を含む。

※3：オルタナティブが乖離の上下限を超えた場合は、流動性等の制約を考慮し、その都度対応を検討するものとする。

(2) 時価変動等による資産配分の変動の修正

資産の時価変動の影響により基本配分からの乖離の上下限幅を超える変動が生じた場合には、出来るだけ速やかに基本資産配分に修正するために、リバランスを行う。

修正については、リバランスを担当する運用機関に対する指示をもって行う。

### (3) 基本資産配分の方針変更

基金の運用目標や市場環境の大幅な変化等、従来の前提条件に大幅な修正が必要と考えられる事象が発生した場合には、基金は、資産配分方針の変更を含む見直しを行う。

変更にあたっては、以下の点を遵守する。

- ① 適正な意思決定プロセスを通じて資産配分方針を変更する。
- ② 関係者に対する必要な情報の開示を行う。

### (4) オルタナティブ投資の位置づけ

オルタナティブ投資は、伝統的資産運用とのリスク分散によって基金資産全体の運用効率の向上を図ることを目的とする。オルタナティブ投資は、独立した資産区分として管理することを原則とするが、オルタナティブの種類及び配分比率を明確にしたうえで伝統資産の枠内にて管理することを認める。但し、伝統資産の枠内で管理するオルタナティブの配分比率は適切なプロセスにより決定されなければならない。

分散資産、高インカム資産、実物資産の分類は、実際の投資戦略のリターン源泉の種類や特性に応じて適切に分類する。

### (5) 運用商品の選択

運用商品の選択においては、その付加価値源泉に基づく機能を最大限に重視し、基本方針を最も効率的に実現させるための、最適な選択を追究する。

運用委託報酬は、その機能に応じて適切な水準を総合的に勘案する。

### (6) 資産全体の戦術的（短期的）な変更について

基本資産配分に対する、戦術的（短期的）な変更は行わない。

但し、資産配分の戦術的（短期的）な変更機能を持つ運用手法を採用することは妨げないが、基本資産配分の方針維持の重要性を踏まえ、これらの運用手法に対する資産配分は全体で20%程度を上限とする。

## 2. 集中投資に関する方針

### (1) 集中投資の制限

特定の運用機関や運用商品に基金資産全体のリスクが集中することを防ぐため、特定の運用機関等に対する委託額の制限を以下の通り定める。

- ① 特定の運用機関の一個別運用商品について、基金資産全体の10%まで。  
ただし、一個別運用商品が為替オーバーレイ戦略の場合は基金資産全体の概ね30%まで
- ② オルタナティブの一個別運用商品については、基金資産全体の3%まで

なお、上記制限に加え、本条項の趣旨に鑑みて、個別の運用戦略の特性に応じて、委託額を判断する必要がある点に留意する。

## (2) 集中投資が認められる合理的な理由

特定の運用機関への集中投資を認めるべき合理的な理由がある場合は(1)の限りではないが、その場合であっても当該特定の運用機関の信用リスク等に留意しなければならない。特定の運用機関に対する集中投資が認められる合理的な理由は以下の通りとする。

- ① 当該特定の運用機関の複数の資産で構成される商品（信託銀行のバランス型運用等）、複数の投資戦略を用いる商品又は複数の商品に投資する場合
- ② 生命保険一般勘定契約等の元本確保型の資産に投資する場合
- ③ その他合理的な理由がある場合（運用報酬効率化の観点からパッシブ運用を1社に集中させる場合等）

## 3. リバランスの手順

### (1) タイミング

原則、四半期毎にリバランスを実施する。

### (2) 残高基準日

直近の月末を残高基準日として、リバランスを実施する。

### (3) 調整範囲

実際の基本資産配分が、残高基準日時点で許容乖離幅を超えていた場合、許容乖離幅上下限までの修正を行う。

### (4) 調整の指示

月初に基金がリバランス・マネジャーに提出する指図書により、調整の指示を行う。

### (5) 調整のタイミング

実際の調整は、残高基準日以降に行われるため、その間の時価変動の影響を受けるが、基本的に月初に指示した配分を優先して実行する。

従って、できるだけ速やかに実行されることが必要となる。

但し、リバランス・マネジャーが明らかに指示と時価との乖離が大きいと判断されるような市場変動が生じた場合は、基金にその旨速やかに通知することとし、配分について協議するものとする。

#### (6) 調整方法

原則、リバランス・マネジャーの委託資産において、リバランスを実施する。

月次については、月間の入出金によるネット・キャッシュ・フロー見込みに基づき、主に掛金の配分により調整を行う。

#### (7) 効率性の確保

売買手数料などリバランスに伴うコストを極力削減するよう努力し、最大限の効率化を図ることとする。

#### (8) 掛金・給付金による資産配分の調整

政策アセット・ミックスと時価の乖離を極力抑えるように毎月の掛金・給付金を配分する。これにより、四半期毎のリバランスに伴う売買額の削減を図る。

### 4. 積立水準に応じたリスク管理

#### (1) 全般

当基金の年金債務に対してより安定的な資産運用を実現するため、毎年度末のみならず年度中においても年金債務に対する積立水準のモニタリングを行い、当基金のリスク許容度に応じて適切な対応策を検討し実行する。

#### (2) リスク許容度の状況認識

年金債務に対する積立水準に応じて、以下の3段階によってリスク許容度の状況を認識する。

##### ① 上振れ水準：

短期・中期・長期のリスク許容度の範囲内で、想定よりも余裕がある状態

##### ② 許容水準：

短期・中期・長期のリスク許容度の範囲内の状態

##### ③ 警戒水準：

積立水準の悪化により、短期的なリスク許容度の限界に近づきつつある状態

### (3) 積立水準モニタリングの対象及び検証基準値

モニタリングの対象は、主として継続基準の年金債務に対する積立水準とする。また、必要な範囲で非継続基準の年金債務に対する積立水準等を検証項目として追加する。具体的なモニタリング対象及び検証基準値は別表2に定める通りとする。

### (4) リスク許容度の各状況における行動

「許容水準」においては、特別の対応はとらず、リバランス等の通常のリスク管理を継続する。「上振れ水準」又は「警戒水準」に該当する場合、その背景には複合的かつ流動的な要因が考えられ、予め詳細の具体的対応策を設定して実行することは好ましくない場合があるため、その緊急度合いに応じて、都度、対応策の検討を行う。

### (5) 積立水準モニタリングの頻度

積立水準モニタリングは、原則として月次で行う。

## 5. 評価の基準

資産種類毎の評価基準は、以下の市場指数を用いる。なお、個別の運用機関ごとには必要に応じて適切なベンチマークを定めることとし、その場合、「運用ガイドライン」に明示するものとする。

#### 国内株式

配当込み東京証券取引所株価指数（市場第一部・総合）（TOPIX）

#### 外国株式

モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ(MSCI Kokusai) 税引き前配当再投資（With gross Dividends Reinvested）指数、円ベース

#### 外国債券

ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（除く日本円、円ベース）

#### ヘッジ付外国債券

ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（除く日本円、円ヘッジベース）

#### オルタナティブ

コール・ローン（無条件、翌日物、無担保、月中平均）

現金等

コール・ローン（無条件、翌日物、無担保、月中平均）

以上